

## 「新たな劇場の管理運営に関する調査業務委託」 受託候補者特定に係る実施要領

### (趣旨)

第1条 「新たな劇場の管理運営に関する調査業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱(以下「実施要綱」という。)に定めるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

### (実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) プロポーザル評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

### (提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実施体制
- (2) 業務実績
- (3) 業務計画書
- (4) 当該業務の実施方針及び手法
- (5) その他当該業務に必要な事項

### (評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 提案内容に関する視点
  - ア 業務目的の理解度及び受託に必要な基本的知識が十分であるか。
  - イ 実現性、具体性のある提案であるか。
  - ウ 無理のないスケジュールとなっているか。
  - エ 多面的な発想・視点を持った提案であるか。
  - オ 取組意欲が感じられるか。
- (2) 実施体制に関する視点
  - ア 業務遂行に必要な能力を有する人材を適正数配置しているか。
  - イ 当該業務と同等・類似業務の実績があるか。
- (3) 企業としての取組に関する視点
  - ア ワーク・ライフ・バランスに関する取組
  - イ 障害者雇用に関する取組

- 2 提案書の内容を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 3 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会の設置)

第5条 プロポーザルの評価にあたっては、新たな劇場の管理運営に関する調査業務委託プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の集計及び報告

2 評価委員会に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。

委員長 政策局総務部長

副委員長 政策局共創推進室長

委員 政策局政策課長、政策局政策課データ活用推進等担当課長、  
文化観光局企画課長、文化観光局文化振興課施設担当課長

3 委員長に事故等があり、欠けた時には、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の定足数の6分の5以上の出席がなければ開くことができない。

5 委員長は、評価結果を政策局第1入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必要事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附則

この要領は、令和2年3月26日から施行する。

附則

令和2年5月15日 改訂